

参 考 資 料

1	調査に当たった委員	48
2	活動経過	49
3	包括罪種別の刑法犯認知件数の推移	50
4	茨城県安全なまちづくり条例に基づく広報・啓発等について	51
5	電子マニフェストを利用した解体自動車等の不適正輸出対策	54
6	市町村における児童虐待の予防	55
7	茨城県要保護児童対策地域協議会の概要	56
8	高齢者虐待防止に向けたパンフレット	57
9	フィルタリングの啓発チラシ	61

1 調査に当たった委員（平成26年3月20日～平成26年11月14日）

委員長 白田 信夫

副委員長 石田 進

（ 委 員 石川多聞 ） ※

委 員 葉 梨 衛

委 員 小 川 一 成

委 員 川 津 隆

委 員 本 澤 徹

委 員 石 井 邦 一

委 員 神 達 岳 志

委 員 宮 崎 勇

委 員 鈴 木 将

委 員 設 楽 詠美子

委 員 飯 田 智 男

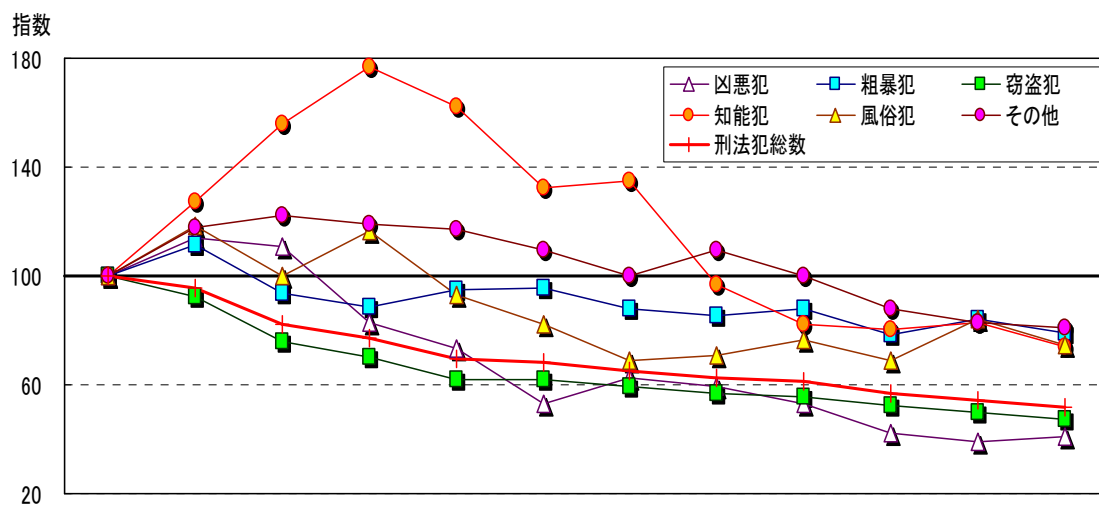
委 員 高 崎 進

※ 石川多聞委員 平成26年3月20日から平成26年8月12日まで
委員として在任

2 活動経過（平成26年第4回定例会まで）

時 期		審 議 事 項 等
1	4月24日（木）	○調査方針及び活動計画の決定 ○本県の治安情勢（全体総論） ○身近な犯罪の状況 ・侵入盗の現状と対策 ・自動車盗の現状と対策
2	5月16日（金）	○子ども、女性、高齢者に係る犯罪の状況 ・児童・高齢者虐待事案の現状と対策 ・子どものネット犯罪被害の現状と対策 ・ストーカー・DV事案の現状と対策 ・ニセ電話詐欺の現状と対策
3	6月16日（月） （定例会中）	○参考人意見聴取 「ある日突然最愛の娘を奪われて」 ・秋田看護福祉大学 教授 山内 久子 氏 「犯罪被害者等への支援について」 ・常磐大学副学長 富田 信穂 氏 「子どもを取り巻くインターネット環境の現状」 ・古河市教育委員会委員長 堤 千賀子 氏 「子ども虐待の実際と予防」 ・筑波大学 人間系長 宮本 信也 氏 ○活動計画の変更決定
4	6月27日（金）	○参考人意見聴取 「特殊詐欺の対策についての提言」 ・立正大学心理学部対人・社会心理学科 教授 西田 公昭 氏 「車両盗難防止装置：貨物車」 ・いすゞ自動車（株） 電装制御開発部 電装設計第八グループ シニアスタッフ 雨海 正勝 氏
5	7月28日（月）	○県民・民間団体等との連携のあり方 ○防犯インフラ等の各種基盤整備のあり方 ○県民が安全・安心を真に実感できるよう特に推進すべき取り組み ○生活に身近なところの防犯対策などのあり方
6	8月26日（火）	○報告書（提言）骨子案の協議
7	9月22日（月） （定例会中）	○報告書案の協議
	9月25日（木）	○第3回定例会 本会議中間報告
8	11月11日（火） （定例会中）	○報告書の決定
	11月14日（金）	○第4回定例会 本会議報告

3 包括罪種別の刑法犯認知件数の推移



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26.3月末	前年比
刑法犯総数	67,672	64,844	55,633	52,266	47,183	46,087	43,885	42,491	41,312	38,447	36,873	35,055	7,041	-838
指数	100.0	95.8	82.2	77.2	69.7	68.1	64.8	62.8	61.0	56.8	54.5	51.8	増減率	-10.6%
凶悪犯	359	409	397	297	263	190	224	212	191	152	140	147	33	-5
指数	100.0	113.9	110.6	82.7	73.3	52.9	62.4	59.1	53.2	42.3	39.0	40.9	増減率	-13.2%
粗暴犯	1,594	1,778	1,488	1,415	1,508	1,521	1,401	1,358	1,402	1,254	1,342	1,259	300	43
指数	100.0	111.5	93.4	88.8	94.6	95.4	87.9	85.2	88.0	78.7	84.2	79.0	増減率	16.7%
窃盗犯	58,157	53,646	44,158	40,866	36,082	35,880	34,359	32,900	32,440	30,517	29,146	27,623	5,411	-784
指数	100.0	92.2	75.9	70.3	62.0	61.7	59.1	56.6	55.8	52.5	50.1	47.5	増減率	-12.7%
知能犯	1,209	1,541	1,887	2,134	1,963	1,597	1,635	1,170	996	969	998	897	216	2
指数	100.0	127.5	156.1	176.5	162.4	132.1	135.2	96.8	82.4	80.1	82.5	74.2	増減率	0.9%
風俗犯	263	312	263	307	244	216	181	186	201	181	221	196	40	±0
指数	100.0	118.6	100.0	116.7	92.8	82.1	68.8	70.7	76.4	68.8	84.0	74.5	増減率	-
その他	6,090	7,158	7,440	7,247	7,123	6,683	6,085	6,665	6,082	5,374	5,026	4,933	1,041	-94
指数	100.0	117.5	122.2	119.0	117.0	109.7	99.9	109.4	99.9	88.2	82.5	81.0	増減率	-8.3%

4 茨城県安全なまちづくり条例に基づく広報・啓発等について

「茨城県安全なまちづくり条例（平成15年条例第16号）」（概要：別添1）に基づき、関係団体で構成する「茨城県安全なまちづくり推進会議（会長：知事，47団体）」（概要：別添2）を母体に、防犯意識の普及・浸透に向けた全県的な広報啓発活動を実施。

《各季の防犯運動》

- 県民一人ひとりが犯罪を防止する意識を高め、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めることを基本に、「鍵かけの徹底」等を運動の重点の1つに掲げ、家や門扉の施錠などの広報啓発活動を実施

（期間を定めて行う運動）

春の地域安全運動，夏季における犯罪抑止活動，
全国地域安全活動，年末における犯罪抑止活動

（期日を定めて行う運動）

「ロックの日」街頭キャンペーン，安全なまちづくりキャンペーン

- 主な活動

- ・街頭キャンペーンによるチラシや啓発品の配布，被害防止の呼びかけ
- ・ラジオ広報の実施
- ・青色防犯パトロール講習会の実施
- ・防犯ポスターコンクールの実施
- ・地域安全活動に功労のあった団体等の表彰

《構成団体における主な取組》

- ・会員企業の営業車，マイカー等への防犯ステッカー貼付
- ・防犯カメラの整備
- ・自主防犯ボランティア団体への啓発品等提供
- ・パトロール用品・防犯グッズの斡旋販売
- ・啓発ポスター掲出 など

茨城県安全なまちづくり条例の概要

〔施行日〕

平成15年4月1日（平成15年茨城県条例第16号）

〔内容（侵入盗・自動車盗に関係する部分の抜粋）〕

○ 条例の目的（第1条）

この条例は、本県における犯罪の発生状況にかんがみ、安全なまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、県と市町村、事業者及び県民との連携及び協力の下に推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項等を定めるとともに、犯罪の防止のために必要な規制を定め、もって県民が安心して暮らすことができる安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

○ 県、事業者及び県民の責務（第2条～第4条）

- ・ 県の責務・・・総合的な施策の策定と実施
- ・ 事業者の責務・・・適切な防犯措置と県の施策への協力
- ・ 県民の責務・・・自らの安全確保と県の施策への協力

○ 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及（第12条）

- ・ 自動車等の販売業者による犯罪の防止に配慮した自動車等の普及

○ 連携協力体制の整備（第16条）

- ・ 安全なまちづくりを推進するため、県、市町村、事業者及び県民の連携協力体制を整備（茨城県安全なまちづくり推進会議）

○ 犯罪の防止のための必要な規制等（H15.7.1 施行）（第18条、第19条）

- ・ ピッキング等に使用される器具の有償譲渡及び使用方法の教授を禁止（10万円以下の罰金）
- ・ 自動車又は自動車内の財物を窃取する目的で自動車の合い鍵、かね尺、差し金等の器具携帯を禁止（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
- ・ いわゆるイモビカッター等自動車の原動機を始動させるために使用されるような機器を窃盗目的で所持、製造、譲渡及び譲渡目的で製造することを禁止（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金） ※H26.7.1 施行

茨城県安全なまちづくり推進会議について

1 目的

茨城県安全なまちづくり条例第16条の趣旨を踏まえ、県、市町村、事業者及び県民との連携・協力体制を整備するとともに、総合的な防犯活動を全県的に展開することにより、県民が安心して暮らすことができる犯罪のない安全な社会の実現に資する。

2 設置

平成15年7月1日

3 構成 (47 団体)

【県・市町村】

茨城県
茨城県議会
茨城県教育委員会
茨城県警察本部
茨城県市長会
茨城県町村会

【事業者団体】

(一社)茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会
茨城県農業協同組合中央会
茨城県商工会議所連合会
茨城県商工会連合会
茨城県駐車場協会
(社)茨城県建築士会
(社)茨城県建築士事務所協会
茨城県コンビニエンスストア防犯協議会
茨城県ロックセキュリティ協働組合茨城支部
茨城県自動車盗難等防止対策協議会
茨城県石油商業組合
(社)茨城県警備業協会
(一社)茨城県高圧ガス保安協会
(一社)茨城県銀行協会
茨城県信用金庫協会
茨城県信用組合協会

【民間団体】

茨城県学校長会
茨城県高等学校長協会
茨城県私学協会
(社)茨城県専修学校各種学校連合会
(一社)茨城県私立幼稚園連合会
茨城県高等学校PTA連合会
茨城県PTA連絡協議会
茨城県特別支援学校PTA連絡協議会
(社福)茨城県社会福祉協議会
(公財)茨城県老人クラブ連合会
茨城県自治会連合会
茨城県子ども会育成連合会
(公社)いばらき被害者支援センター
茨城県地域女性団体連絡会
茨城県交通安全母の会連合会
(公財)茨城県防犯協会
(株)茨城新聞社
(株)茨城放送
(社)茨城県青少年育成協会
茨城県青年団体連盟
(社)日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会
大好き いばらき 県民会議
日本労働組合総連合会茨城県連合会
(公財)茨城県暴力追放推進センター

4 事業内容

- ・安全なまちづくりのための総合的な活動について、計画を定め推進すること
- ・安全なまちづくりに関する情報を収集すること
- ・安全なまちづくりに関する情報を交換し、相互の連絡調整を図ること
- ・その他目的を達成するために必要な事業

5 電子マニフェストを利用した解体自動車等の不適正輸出対策

(1) 制度開始の趣旨

本県では、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、自動車解体業者への立入検査等を通じて規制基準等の遵守を図ってきたところであるが、一部に自動車リサイクル法による自動車解体業の許可を得ないまま自動車の解体を行っていた例が確認されている。また、盗まれた自動車が外国へ不正に輸出されている事例も発生している。

このようなことから、自動車の無許可解体や不正輸出を防止するため、解体自動車の輸出申告時に、自動車リサイクル法による電子マニフェストの写し（電子マニフェスト画面印刷物）の提出を求めることとしたものである。

なお、このような取組は、全国的には、新潟県（平成18年12月開始）と小樽市（平成20年7月開始）に次いで、本県が3番目に実施したものである。

(2) 制度の概要

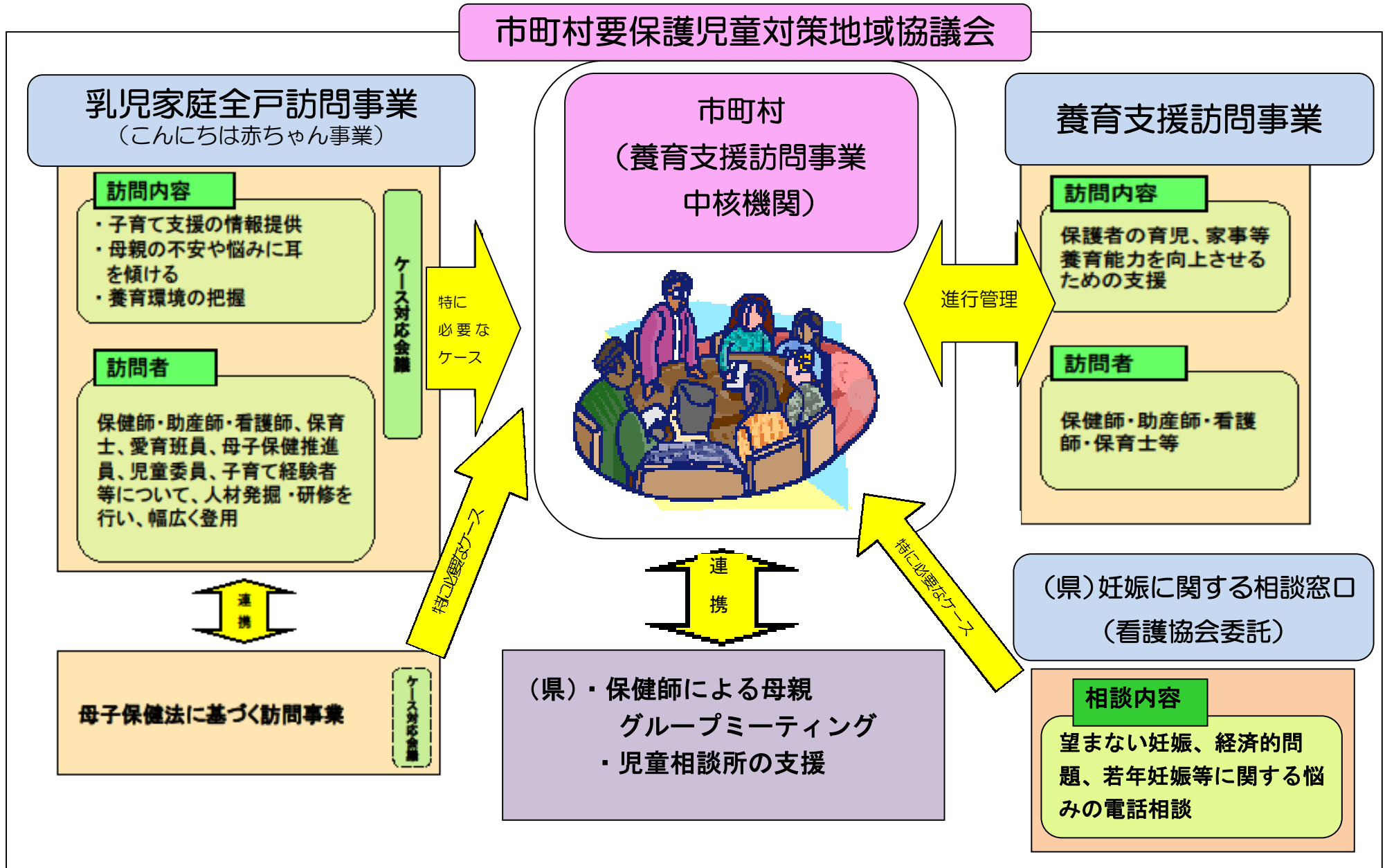
解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして、当該解体自動車を茨城県内の税関支署・出張所（横浜税関鹿島税関支署，同支署日立出張所，同支署つくば出張所）に申告して輸出しようとする場合，当該税関に自動車リサイクル法による電子マニフェストの写しを提出してもらうこととした。

当該税関に電子マニフェスト写しの提出がない場合や盗難車であることが確認された場合，県警察本部や税関，環境省関東地方環境事務所，当課等の関係機関が連携の上，必要な措置をとることとした。

(3) 制度の開始時期

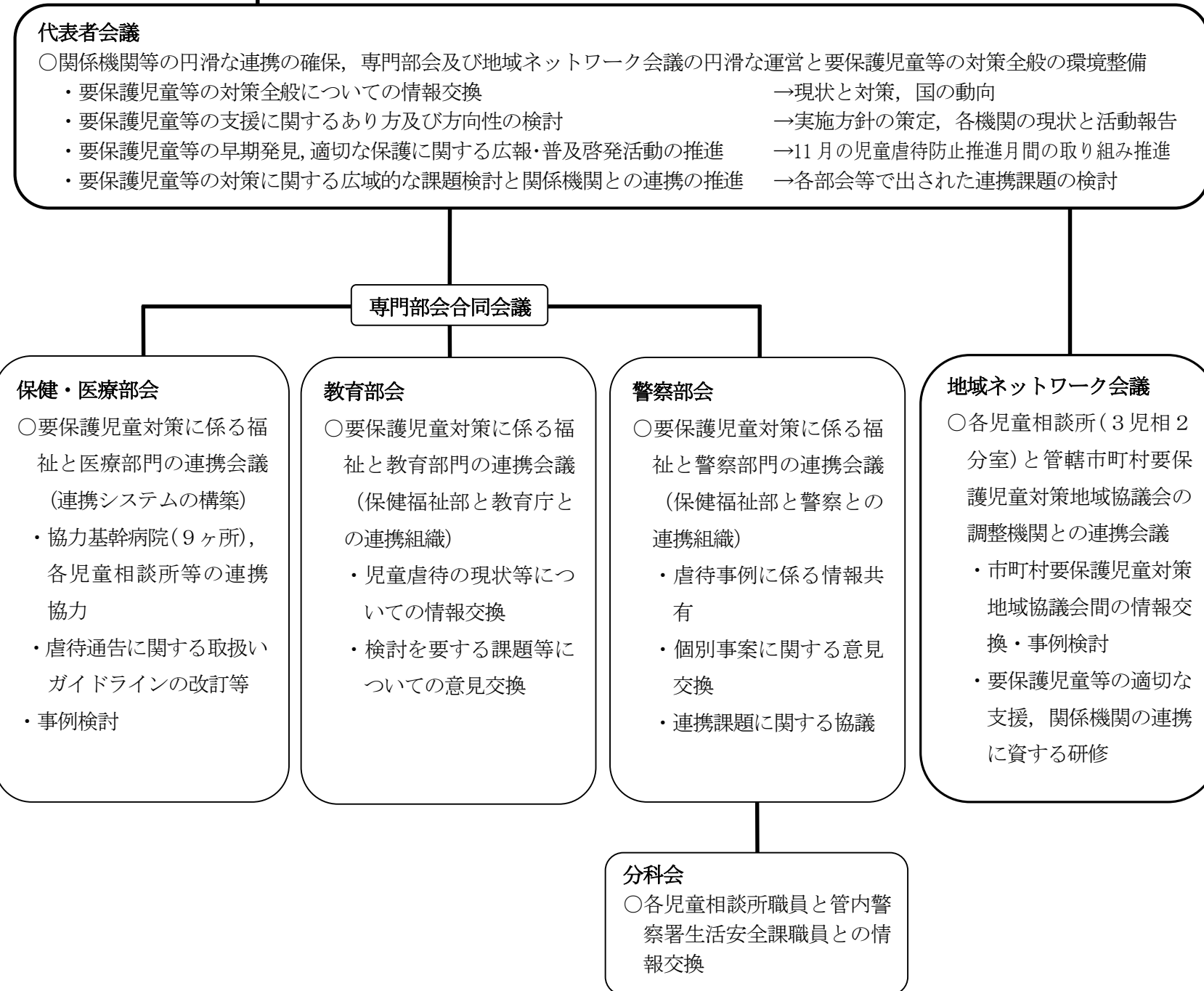
平成26年2月1日

市町村における児童虐待の予防（母子保健を中心とした取り組み）



7 茨城県要保護児童対策地域協議会の概要

<p>茨城県要保護児童対策地域協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置根拠 児童福祉法第25条の2第1項 ○設置時期 平成24年2月20日 ○調整機関 県保健福祉部子ども家庭課 ○審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ①要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換に関すること。 ②要保護児童等に対する支援の内容に関すること。 ③県内市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援等に関すること。 ④要保護児童等の対策を推進するための広報・普及啓発に関すること。 ⑤要保護児童等の対策の推進に関する広域的な連携の課題等に関すること。 ⑥その他要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関し必要な事項に関すること。 	<p><構成員></p> <p>県 … ※会長：保健福祉部長 保健福祉部 福祉指導課，障害福祉課，子ども家庭課，福祉相談センター，土浦児童相談所，筑西児童相談所，精神保健福祉センター，保健所長会の代表 総務部 総務課私学振興室 病院局 経営管理課 教育庁 義務教育課，高校教育課 警察本部 少年課</p> <p>市町村 … 各児童相談所から推薦された管内市町村児童福祉主管課 国 … 水戸地方法務局</p> <p>福祉関係… 茨城県社会福祉協議会，茨城県民生委員児童委員協議会，茨城県児童福祉施設協議会，茨城県里親連合会，茨城県保育協議会，茨城県家庭相談員連絡協議会 医療関係… 茨城県医師会，茨城県歯科医師会，茨城県看護協会 保健関係… 茨城県臨床心理士会 教育関係… 茨城県学校長会，茨城県高等学校長協会，茨城県幼稚園連合会，茨城県私立幼稚園連合会，茨城県PTA連絡協議会 司法関係… 茨城県弁護士会，日本司法支援センター茨城地方事務所，茨城県人権擁護委員連合会 その他 … NPO法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい</p>	<p>構成員数：36機関</p>
--	---	------------------



8 高齢者虐待防止に向けたパンフレット

みんなであつち 高齢者虐待



- ・家族の暴力に耐えられない。
- ・最近、家族が話をしてくれない。
- ・年金を勝手に使われてしまう。



- ・介護の負担があまりに重い。
耐えられなくなりそう…
- ・家族が両親に虐待をしているみたい…

「虐待を受けている
のだけれど…」

「このままでは
虐待になって
しまうかも…」



一人で悩まないで
早めに **市町村**

または **地域包括支援センター**

にご相談ください！

※相談した方に関する情報は守られます。



「虐待かもしれない…」と思ったら



地域住民

- ・最近、近所のおばあさんを見かけないけど、
どうしたんだろう？
- ・郵便受けが新聞や手紙で一杯に
なっているけれど…

介護従事者

- ・年金があるはずなのに、
お金を全然持っていない
ようなのはなぜ？
- ・利用者さんが急にやせてきた。
不審なあざもある。



茨城県

このような行為は高齢者虐待にあたります

○高齢者虐待は、虐待をしている人に自覚があるとは限りません。

気づかないまま、不適切な対応になっていませんか？

○高齢者に関わる身近な人が、虐待を疑わせるサインを見逃さず、何か気づいたら市町村または地域包括支援センターにご相談ください。

高齢者が発するサインの例

● 身体的虐待

- たたく、つねる、殴る、蹴る
- ベッドに縛りつける
- 無理やり食事を口に入れる
- 外から鍵をかけて閉じ込める など



- あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない
- 急におびえたり怖がったりする
- 家にいたくない等の訴えがある

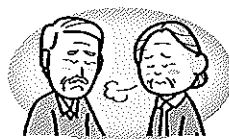
● 介護・世話の放棄・放任

- 食事や水分を与えない
- 入浴させない、オムツを替えない
- 必要な医療・介護サービスを利用させない
- 室内にゴミを放置するなど不衛生な環境の中で生活させる など

- やせが目立つ 異臭がする
- 髪、ひげ、爪が伸び放題で汚れている
- 病気になっても受診していない

● 心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 高齢者が話しかけても無視する
- 子ども扱いする など



- 眠れない等の訴えがある
- 食欲不振、過食、拒食がみられる
- 強い無気力、あきらめ、投げやりな態度がみられる
- 家族がそばにいる時といない時で態度や表情が違う

● 性的虐待

- 高齢者へわいせつな行為を強要する
- 排泄の失敗に対し罰として裸にして放置する など

- 下半身から出血や傷が見られる
- 急におびえたり怖がったりする

● 経済的虐待

- 高齢者の年金や預貯金を本人の同意なく使う
- 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない など

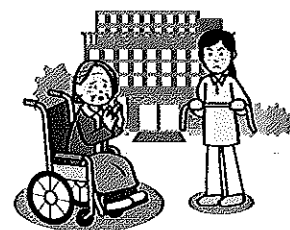
- サービスの利用料や生活費の支払いができなくなる
- 衣食住にお金がかけてられない
- 年金等があるにも関わらずお金がないと訴える

介護保険施設等での高齢者虐待・身体拘束について

施設等での高齢者虐待については、施設所在地の市町村にご相談ください。

高齢者虐待は、家庭内だけではなく、高齢者が利用する介護保険施設等でも発生することがあります。また、高齢者のからだや行動の自由を制限する「身体拘束」についても、生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、行ってはならないこととなっています。

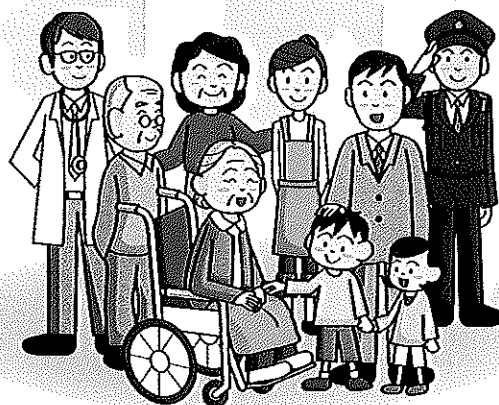
- ◇身体拘束の例
- ・いすや車いす、ベッドに胴や手足をひも等で縛る
 - ・鍵のかかる部屋に閉じ込める



高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりのために

高齢者虐待はどうして起こるのでしょうか？

- 高齢者虐待は、高齢者本人や虐待者の性格・健康・経済状態、親族や地域との関わりなど、様々な要因が重なり合って発生するものです。
- 高齢者が認知症や寝たきりなどで、介護を行う家族が心身ともに疲労し、虐待の要因となることがあります。
- 高齢者虐待の解決のためには、虐待を受けた高齢者の保護だけでなく、虐待を起こしてしまった人の負担を軽くし、生活の再建を支援するための地域ぐるみでの取り組みが必要になります。



高齢者虐待を防ぎましょう！

多くの高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることを希望しています。そのためにも、県民一人ひとりが高齢者虐待が起きずに、高齢者の権利や尊厳が保たれた地域社会づくりに取り組んで行く必要があります。

～普段の生活の中で気がついたことから、できることから行動しましょう！～

● 日常的な声かけや見守りを

★あいさつを交わす

ご近所に高齢者や介護をしている家族がいたら声をかけ、地域から孤立させないようにしましょう。

介護者へのさりげないねぎらいや気遣いが高齢者虐待の防止につながります。

★見守り

夜になっても部屋の明かりがつかない、新聞が何日もたまっているなど不審な様子がないか、地域での見守りを行いましょう。



● 介護負担を軽減するために

介護保険サービスをはじめとするさまざまな医療・福祉サービス、ボランティアなどを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。

一人で、家族だけで介護を抱え込まず、親族、地域で助け合いながら介護を行いましょう。

一人で悩んで
いませんか？



● 相談を勧めましょう！

困りごとを抱えている高齢者や家族がいたら、市町村または地域包括支援センターへの相談を勧めましょう。

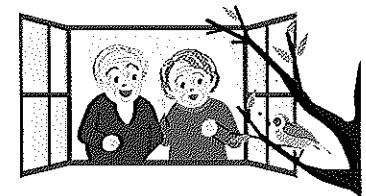


高齢者虐待の通報・相談や介護に関する質問があるときは、まずはお住まいの市町村または地域包括支援センターにご連絡ください。

●県内の地域包括支援センター

(平成 25 年 1 月 1 日現在)

市町村名	地域包括支援センター名称	電話番号	市町村名	地域包括支援センター名称	電話番号	
県 東	水戸市	水戸市地域包括支援センター	029-232-9110	土浦市	土浦市地域包括支援センター	029-826-1111 (内線 2500)
	笠間市	笠間市地域包括支援センター	0296-78-5871		土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら	029-824-0332
	小美玉市	小美玉市地域包括支援センター	0299-58-1282	石岡市	石岡市地域包括支援センター	0299-35-1127
		小美玉市地域包括支援センター美野里	0299-35-7172		龍ヶ崎市	龍ヶ崎市地域包括支援センター
	茨城町	茨城町地域包括支援センター	029-292-8577	取手市	取手市地域包括支援センター	0297-71-2727
	大洗町	大洗町地域包括支援センター	029-267-4100	牛久市	牛久市地域包括支援センター	029-871-1295
	城里町	城里町地域包括支援センター	029-288-3111		つくば市	つくば市地域包括支援センター
	日立市	日立市地域包括支援センター	0294-22-3111	守谷市		守谷市地域包括支援センター
		地域包括支援センター福祉の森聖享園	0294-39-1166		南 稲敷市	稲敷市地域包括支援センター
		地域包括支援センター鮎川さくら館	0294-36-7303	かすみがうら市		かすみがうら市地域包括支援センター
地域包括支援センター成華園		0294-33-7119	つくばみらい市	つくばみらい市地域包括支援センター	0297-57-0123	
常陸太田市	常陸太田市地域包括支援センター	0294-72-8881	美浦村	美浦村地域包括支援センター	029-885-0340	
高萩市	高萩市地域包括支援センター	0293-22-0080	阿見町	阿見町地域包括支援センター	029-887-8124	
北 茨城市	北茨城市地域包括支援センター	0293-43-1111	河内町	河内町地域包括支援センター	0297-60-4071	
	ひたちなか市	ひたちなか市東部地域包括支援センター	029-264-1501	利根町	利根町地域包括支援センター	0297-68-8941
		ひたちなか市南部地域包括支援センター	029-354-5221	古河市	古河市中央地域包括支援センター	0280-92-5920
ひたちなか市西部地域包括支援センター	029-276-0655	結城市	結城市地域包括支援センター		0296-34-0324	
常陸大宮市	常陸大宮市南部地域包括支援センター	0295-53-6810	下妻市	下妻市地域包括支援センター	0296-43-2111	
	常陸大宮市北部地域包括支援センター	0295-57-3326	常総市	常総市地域包括支援センター	0297-23-2930	
	那珂市	那珂市地域包括支援センター青燈会	029-295-5288	筑西市	筑西市地域包括支援センター	0296-24-2111
那珂市地域包括支援センターナザレ園		029-296-3405	坂東市		坂東市地域包括支援センター	0280-82-1284
那珂市地域包括支援センターゆたか園		029-295-1287	坂東市	坂東市南部地域包括支援センター	0297-38-2161	
東海村	東海村地域包括支援センター	029-287-2516		桜川市	桜川市地域包括支援センター	0296-75-3111
大子町	大子町地域包括支援センター	0295-72-1175	八千代町	八千代町地域包括支援センター	0296-30-2400	
鹿 嶋市	地域包括支援センターたかおざき	0299-82-9351	五霞町	五霞町地域包括支援センター	0280-84-0765	
	地域包括支援センターサントピア鹿島	0299-85-1522	境町	境町地域包括支援センター ファミール境	0280-87-7111	
鹿 沼市	沼来市地域包括支援センター	0299-63-1288				
行 神栖市	神栖市地域包括支援センター	0299-91-1701				
行方市	行方市地域包括支援センター	0299-55-0114				
鉾田市	鉾田市地域包括支援センター	0291-34-0011				



●その他の相談機関

認知症の方の介護について

◆公益社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部
電話 029-879-0018
相談日 月～金曜日12時～16時(土・日・祝祭日は休み)

成年後見制度の利用について

◆水戸家庭裁判所
電話 029-224-8175
相談日 月～金曜日 *同所各支部でも受け付けます



茨城県 保健福祉部 長寿福祉課

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話 029-301-3326

守るための

フィルタリング

ご存じですか？

どれもインターネットにつながる機器です。



パソコン



スマート
フォン



携帯音楽
プレーヤー



携帯電話



タブレット端末



ゲーム機

サイトをブロック

茨城県マスコット
ハッスル黄門

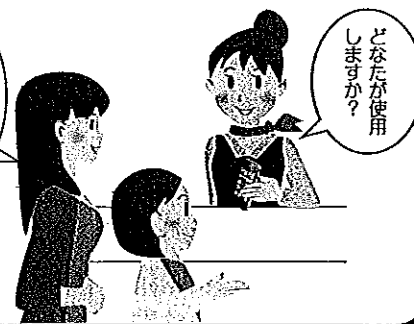
携帯電話 スマートフォンの購入時には

※詳しくは、店頭、お客様センター、ホームページにてご確認ください。

「子どもが使います」と伝えましょう！

スマートフォンには「スマートフォン対応のフィルタリング」を設定する必要があります！！

子どもが使用するので、フィルタリングをお願いします。



どなたが使用しますか？

ゲーム機・パソコン 携帯音楽プレーヤー タブレット端末は 子どもに渡す前に

※詳しくは、取扱説明書や機器のホームページをご確認ください。

「ペアレンタル コントロール機能」

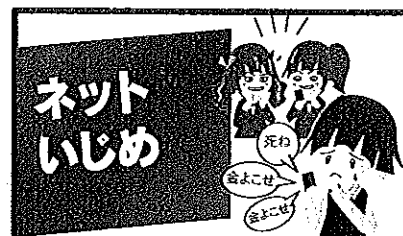
(保護者による使用制限機能)

「フィルタリング」

を設定しましょう！！-61-



子どものトラブル・問題行動



～使い始めが肝心です～
子どもの利用状況を把握していますか？

学校・PTA・地域で開かれる講習会へ参加して 危険性を学びましょう！

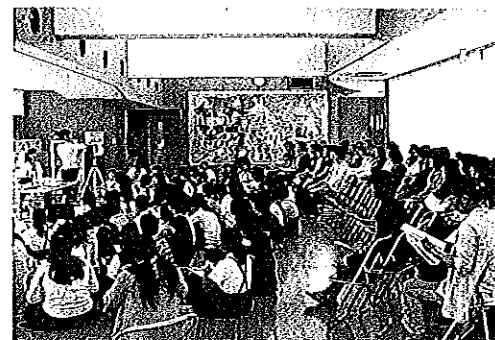
茨城県メディア教育指導員を派遣します

子どもたちがインターネットを介して被害者にも加害者にもならないようにするため、保護者や子どもたちなどに対して、『保護者の目線』でインターネットの危険な面やトラブルへの対処方法、保護者の役割などをお話いたします。ぜひご参加ください。

【派遣申込について】

学校などの団体単位で県女性青少年課あてにお申し込みください。

詳しくは で



(講習会の様子)

【申込・お問い合わせ】茨城県知事公室女性青少年課 青少年担当

電話029-301-2183 FAX029-301-2189 E-mail josei2@pref.ibaraki.lg.jp
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

小さなことでも気軽に相談しましょう



〈架空請求などの消費者生活相談〉

○消費者ホットライン 電話0570-064-370

〈いじめなどの相談・情報提供〉

○茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター (月・水 9:00~16:30 火・木・金 9:00~18:30)

県央地区 電話029-221-5550 県北地区 電話0294-34-4652 鹿行地区 電話0291-33-6317

県南地区 電話029-823-6770 県西地区 電話0296-22-7830

〈非行や少年の犯罪被害などの相談〉

○少年相談コーナー 電話029-301-0900(8:30~17:15 夜間・土日祝日は留守番電話対応)

E-mail:keishonen@pref.ibaraki.lg.jp

〈学校のことや友だち関係などの相談〉※子ども専用(18歳まで)

○子どもホットライン 電話029-221-8181(24時間対応) E-mail:kodomo@edu.pref.ibaraki.jp